

在日外国人問題について

豊島区 吉井正信

私は1945年に台湾・台北市で生まれた台湾人でした。1955年親兄弟と共に東京に移住し、1986年に帰化して日本人となりました。この間に体験した在日外国人問題について二、三点取り上げてみたいと思います。

1. 留学生について

日本には韓国・中国・台湾をはじめ東南アジアから多数の留学生がきます。同様にこれらの国々からアメリカにも大勢の留学生が押しかけていきます。受け入れ態勢の最大の違いは奨学金制度でしょう。私の従兄弟たちも数多くアメリカに留学し、皆奨学金を貰って勉強しました。しかし、日本への留学生で奨学金を受領できる人は少数です。

又、これら留学生が卒業した後の待遇についても大きな差が生じています。アメリカに留学した人達は例外なく卒業後も米国の永住権もしくは米国籍を取得でき、学問や実社会で米国に貢献しています。翻って日本への留学生に対し日本政府は卒業後祖国へ帰るよう指導し、これらの優秀な頭脳を活用しようとはしません。これは日本国にとっても大きな損失ではないでしょうか。

2. 不法滞在者について

一部観光ビザ・留学生ビザで入国した人達が滞在許可期限を過ぎても不法滞在し、就労したりしています。不法滞在、不法就労するということは、その需要があるためです。3K作業には日本人は就労したがらないためでしょう。そうであれば彼等に正規の就労機会を与えたたら如何でしょうか。それにより社会保険等に加入させ、破綻しつつある社会保険事業の一助となるでしょう。

ここ数年、不法滞在者が減少していることからも判るように、バブル崩壊により就労機会が減り、需要が減少すれば自然と解決する問題だと思います。

皆さんの「声」

会報「生活者通信」に掲載する、皆さんの「声」を募集します。奮ってご応募ください。

1) 1編500字以内。

これ以上の寄稿は事務局にご相談ください。

2) 内容は、本会報として相応しいと思われるものであれば自由です。

3) 締切は毎月10日とします。

※なお、会報「生活者通信」に関する忌憚ないご意見もお寄せ下さい。

3. 帰化について

日本政府は帰化申請者に対し、出来るだけ申請者の不適格性を捜し出し却下しようとします。帰化申請から帰化認可までの審査期間は一年半に及び、その間万一駐車違反等の軽犯罪があれば不認可の理由となります。

私は、1975年に最初の帰化申請をしましたが、審査員の質問に正直に答えたために却下されました。却下理由は台湾に資産が有り、仕事上の関係も深いため、日本に永住したいとは認め難いとのことでした。ただ日本のパスポートが欲しいためだと言われました。まさにそのとおりですが、そのどこが悪いのでしょうか。台湾に資産を持ち、台湾と日本との二国間貿易をしている申請者は日本にとっても良い国民ではないでしょうか。又、台湾のパスポートは出入国に不便だから日本のパスポートを取得したいのはすべての申請者に言える事ではないでしょうか。

私は1984年に台湾の資産の名義を変更し、日本の会社に籍を置くことにより再申請し、1986年に認可されました。今でも、台湾とは深い関わりがあります。

小錦・曙は何のために日本国籍を取得したか。日本人になりたいためでは断じてない。引退後、相撲協会に残れるようにするためだけであります。日本人が第三国に行って生活手段のためにその国籍を取得するようにあまり難しく考える必要はないではないでしょうか。

帰化申請者の滞在期間中の生活態度、収入等の簡単な調査をし半年を目途に認可をだすべきだと思いますが如何でしょうか。

以上の問題点についてその後改善された点も多々あると思います。その場合はご容赦願います。皆様の在日外国人についての理解の一助になれば幸いと存じます。

をお寄せ下さい

4) 寄稿された原稿は原則として本会報に掲載しますが、紙数の関係で割愛する場合もあります。

5) 原稿には、氏名／住所／TEL/FAX/NIFTY-ID等を記入ください。

6) 原稿送付先：小田武史 TEL&FAX 03-3586-2797
〒106 東京都港区六本木 2-4-6-704

電子メール送付：杉原健児 NIFTY-ID GEF03673

【お詫びと訂正】会報13号12ページに誤りがありましたので、お詫びし下記訂正をさせていただきます。

(誤→正) (1) 林 冬彦：【大田区】→【杉並区】 (2) 【世田谷区】：永瀬正彦→長瀬正彦
(3) 安田為一郎：【練馬区】→【兵庫県】 (4) 沖山一雄：【東村山市】→【練馬区】